# 県民対話集会「#あおばな~青森・未来・対話~」公募要領 一令和7年度第4四半期分一

#### 1 目的

知事が出向いて県民の声を聴く対話集会(以下「集会」という。)を開催するため、青森県内で活動する団体・グループ・事業所等(以下「団体等」という。)を募集します。

## 2 開催要件

- (1) 青森県内に所在する10人程度の参加者が見込まれる団体等とします。
- (2)会場は団体等の活動場所、職場、施設等とし、会場利用に係る費用は応募者負担とします。
- (3) 集会は、公開で開催されるものとします。
- (4) 対話時間は1時間程度とします。

## 3 対象としない団体等

- (1) 特定の個人・団体等の利益の推進や誹謗・中傷等を対話の内容として希望する団体等
- (2) 政治・宗教の活動を目的とした団体等
- (3) 公序良俗に反する活動をする、またはそのおそれがある団体等
- (4) その他、事業の趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される団体等

#### 4 応募方法

応募者は、募集期間内に県ホームページ上の専用応募フォームにより、次の各号を入力の上、申込みするものとします。

- (1) 団体等名称、代表者名、団体等の設置目的、主な活動内容
- (2) 団体等連絡先(所在地、担当者、電話番号、メールアドレス)
- (3) 参加予定人数(性別及び年齢構成を含む。)
- (4) 開催希望日程
- (5) 会場の名称、所在地
- (6) 対話テーマ
- (7) 応募動機

### 5 実施の決定

(1) 実施期間

令和8年1月21日(水)から3月22日(日)まで

## (2) 実施時間

原則として9時から17時までの間の1時間程度

## (3) 募集期間

令和7年11月14日(金)13時から11月28日(金)13時まで

#### (4) 選考方法

申込内容を確認後、地域・対話テーマ・団体等の活動分野等を総合的に勘案して実施予定団体等を選定し、現地確認(開催日の1か月程度前)等を行った上で実施します。

ただし、申込内容等に虚偽があった場合や開催が困難な状況が生じた場合、県は実施予定団体等の選定を取り消すことができるものとします。

## (5) 結果通知及び公表

募集期間内に応募いただいた全ての団体等へ令和8年1月中旬に選定結果を通知 します。

また、実施予定団体等について、県ホームページ上で公表します。

なお、選考の経緯及び選定理由に関するお問い合わせには応じかねます。

## 6 集会の記録及び公表

県は、集会の様子を写真撮影、録音等を含めて記録を取り、集会内容を県ホームページやSNS等で公表することができるものとします。

#### 7 集会を中止する場合

知事が緊急に対応すべき用務が生じた場合や、開催が困難な状況となった場合は集会を中止する場合があります。

### 8 個人情報の取扱い

募集に当たり取得した個人情報は、集会開催に係る事務にのみ使用するものとします。

#### 9 庶務

集会に関し必要な事項は、青森県総務部広報広聴課において処理します。